

エコアクション21 環境経営レポート

対象期間 2023年10月21日～2024年10月20日

株 式 会 社 イ ハ ラ 合 成

発行日 2024年12月20日

改訂日 2025年 2月 4日

組織の概要

- 1) 事業者及び代表者名

株式会社イハラ合成

代表取締役社長 大野賢司
- 2) 所在地

本社

〒466-0058
愛知県名古屋市昭和区白金3-2-26
TEL: 052-882-1838 FAX: 052-883-3461

武豊工場

〒470-2331
愛知県知多郡武豊町字ヒジリ田107
TEL: 0569-74-3330 FAX: 0569-74-3339
- 3) 環境管理責任者
及び連絡先

大野賢司
TEL: 0569-74-3330
FAX: 0569-74-3339
E-mail: k-ohno@ihara.co.jp
URL: http://www.ihara.co.jp
- 4) 事業内容

合成樹脂再生加工販売
- 5) 事業の概要

法人設立年月日: 1995年4月20日
資本金: 1,000万
処理施設: 破砕機2台、粉碎機5台、熔融押出機2台
処理: 分別の徹底、生産ロスの削減をする
処理方法: 選別～粉碎～リペレット

#

6) 事業の規模

活動規模	単位	28期 2021.10.21～2022.10.20	29期 2022.10.21～2023.10.20	30期 2023.10.21～2024.10.20
年間生産量	t	1651	1530	1435
売上高	百万円	177	190	190
従業員	人	10	10	9
床面積	m ²	990	990	990

対象範囲、レポートの対象期間及び発行日

- 1) 対象組織
対象活動

本社、武豊工場
事業内容と同じ
- 2) レポート対象期間

2023年10月21日～2024年10月20日
- 3) レポート発行日

2024年12月20日

承認	作成
環・責任者	事務局
大野	大野

実施体制

制定日： 2024年12月20日

代表者 代表取締役社長 大野賢司	・経営における課題とチャンスの明確化 ・環境経営方針を定める ・環境管理責任者を指名するなど実施体制の構築 ・資源(人員、資金、設備)を調達する ・全体の評価と見直し・指示 ・環境経営レポートの承認・発行
---------------------	--

環境管理責任者 代表取締役社長 大野賢司	・外部からの環境に関する窓口 ・システムの構築、運用、維持 ・システムの実績を代表者に報告 ・環境経営レポートの作成 ・全体計画の立案 ・教育の実施 ・緊急時の対応 ・問題点の発見、是正、予防
-------------------------	--

事務局	大野賢司
・文書の作成、管理 ・システム運用上の事務管理	

本社 大野 他パート1名 事務一般	製造1課 西川リーダー 他パート4名 スクラップ粉碎	製造2課 エッジプラス(委託) 計3名 リペレット加工	物流・運搬 大野 他パート5名 収集運搬 入庫・出荷
----------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	--

【各部署】
・各課の運用管理の実施 ・実施状況の確認

【全従業員】
・環境経営方針を理解し、環境への取組の重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境経営計画への参加

環境経営方針

基本理念

当社は、企業から発生した廃プラスチックを収集して、マテリアルリサイクルすることを本業としており、業務そのものが環境に配慮した活動をしております。

地球環境の保全が全人類共通の重要課題であることを認識し、事業活動のすべてにおいて、積極的・自主的に全社員が環境保全に配慮した行動を執り、環境への負荷の低減に努めるとともに、地球社会の循環型環境づくりに貢献します。

環境経営方針

- 1.当社の事業活動全般において環境に配慮した活動を推進し、環境負荷の低減に努めます。
 - ①電気・化石燃料のエネルギーの使用量を抑制し、二酸化炭素排出量を削減します。
 - ②製造 #
廃棄物の排出を削減します。
 - ③水の使用量を削減します。
 - ④環境にやさしい加工工程を促進します。
- 2.環境経営目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、継続的な環境改善を行います。
- 3.全社員一人一人が高い環境保全意識を維持できるように環境教育を行い、環境経営方針を周知します。
- 4.環境経営方針は一般にも公開します。
- 5.環境関連法規制及びその他の環境関連要求事項を遵守します。

2011年2月10日 制定
2021年3月2日 改定

代表取締役社長
大野賢司

環境経営目標

作成日：2023年12月1日
見直し日：2023年12月1日

承認	作成
環・責任者	事務局
大野	大野

環境経営方針 (キーワード)	環境経営目標項目 (環境への負荷の自己チェック表を踏まえて策定)		基準値(第25期)	第30期	第31期	第32期
				2023.10.21～2024.10.20	2024.10.21～2025.10.20	2025.10.21～2026.10.20
削減%				△5%	△6%	△7%
二酸化炭素排出 量削減	電力の削減	使用量(kWh)	217,370	206,502	204,328	202,154
		原単位kWh/百万円	1,367	1,299	1,285	1,271
	ガソリンの削減	使用量(L)	3,232	3,070	3,038	3,006
		原単位L/百万円	20.3	19.3	19.1	18.9
	軽油の削減	使用量(L)	5,857	5,565	5,506	5,447
		原単位L/百万円	36.8	35.0	34.6	34.3
	二酸化炭素の削減	排出量(kg-CO2)	106,950	101,602	100,533	99,463
		原単位kg-CO2百万円	672.6	639.0	632.3	625.6
廃棄物の削減	一般廃棄物の削減	排出量(kg)	316	300	297	294
	産業廃棄物の削減	排出量(t)	37.1	35.2	34.9	34.5
節水	水使用量の削減	使用量(m³)	475	451	447	442
再生資源率の向上			95%	95%以上	95%以上	95%以上

①環境目標は年1回(原則12月)見直しを行う

基準年度売上 159 百万円 (2018.10.21～2019.10.20)

購入電力のCO2排出係数は、中部電力ミライズの令和3年度の調整後排出係数(0.388kg-CO2/kWh)を使用

②事業活動に大きな変更があった場合は、項目の変更・追加等を行う

一般廃棄物は可燃物を対象としています。

環境経営計画・環境経営計画に基づき実施した取組内容

計画作成日：2023年12月1日
実施確認日：2024年12月1日

承認 環・責任者	作成 事務局
大野	大野

環境経営方針		第29期 環境経営計画			日程計画				
環境経営目標項目		取組む事業活動及び達成手段		担当者	11月度～1月度	2月度～4月度	5月度～7月度	8月度～10月度	
二酸化炭素排出量の削減	電力の使用量を削減する	空調の温度管理をする 手順書による運用の徹底		大野	手順書の運用 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	評価・見直し ○	
		水銀灯の消灯の管理をする 手順書による運用の徹底		西川	手順書の運用 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	評価・見直し ○	
		粉碎機の無負荷運転の禁止 手順書による運用の徹底		西川	手順書の運用 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	評価・見直し ○	
	化石燃料の使用量を削減する	ガソリン	営業車の省エネ運転をする 手順書による運用の徹底		運転者	手順書の運用 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	評価・見直し ○
			リフトの省エネ運転をする 手順書による運用の徹底		運転者	手順書の運用 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	評価・見直し ○
		軽油	収集運搬車の省エネ運転をする 手順書による運用の徹底			手順書の運用 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	評価・見直し ○
	一般廃棄物の削減	一般廃棄物の削減を削減する	コピー裏面の再使用をする ポスターによる啓発		大野	貼り付け ○	見直し・必要に応じ改定 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	評価・見直し ○
	産業廃棄物の削減	産業廃棄物の削減を削減する	産業廃棄物を徹底選別する ポスターによる啓発		西川	貼り付け ○	見直し・必要に応じ改定 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	評価・見直し ○
複合品の解体をする 分別の徹底			西川	実施 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	評価・見直し ○		
水道配管の漏水の点検をする 点検表による管理の徹底			西川	点検表の運用 ○	点検表の運用 ○	点検表の運用 ○	評価・見直し ○		
水使用量の削減	水使用量の削減を削減する	水道配管の漏水の点検をする 点検表による管理の徹底		西川	点検表の運用 ○	点検表の運用 ○	点検表の運用 ○	評価・見直し ○	
再生資源率の向上	95%	分別の徹底、生産ロスの削減をする		大野	手順書の運用 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	見直し・必要に応じ改定 ○	評価・見直し ○	
		環境管理責任者コメント			順調にできている	順調にできている	順調にできている	順調にできた	

○十分な取組ができた
△やや取組が不足していた
×取組が不十分だった

環境経営目標の実績

作成日：2024年12月13日

承認	作成
環・責任者	事務局
大野	大野

環境経営方針 (キーワード)	環境経営目標項目 (負荷の自己チェックを踏まえて策定)		基準値(第25期)	第30期(2023.10.21～2024.10.20)			評価
				目標	実績	増減率	
削減%				△5%			
二酸化炭素排出量削減	電力の削減	使用量(kWh)	217,370	206,502	175,801	-19.1%	○
		原単位kWh/百万円	1,367	1,299	925	-32.3%	○
	ガソリンの削減	使用量(L)	3,232	3,070	2,520	-22.0%	○
		原単位L/百万円	20.3	19.3	13.3	-34.7%	○
	軽油の削減	使用量(L)	5,857	5,565	4,348	-25.8%	○
		原単位L/百万円	36.8	35.0	22.9	-37.9%	○
	二酸化炭素の削減	排出量(kg-CO2)	106,950	101,602	85,275	-20.3%	○
		原単位kg-CO2百万円	672.6	639.0	448.8	-33.3%	○
廃棄物の削減	一般廃棄物の削減	排出量(kg)	316	300	215	-31.9%	○
	産業廃棄物の削減	排出量(t)	37.1	35.2	36.6	-1.3%	×
節水	水使用量の削減	使用量(m³)	475	451	597	25.7%	×
再生資源率の向上			95%	95%以上	98.2%	3.2%	○

①環境目標は年1回(原則12月)見直しを行う

②事業活動に大きな変更があった場合は、項目の変更・追加等を行う

基準年度売上 159 百万円

30期売上 190 百万円

購入電力のCO2排出係数は、中部電力ミライズの令和3年度の調整後排出係数(0.388kg-CO2/kWh)を使用

環境経営計画の取組結果とその評価

1) 二酸化炭素排出量の削減(原単位評価)

① 電力の削減

目標5%削減⇒結果32.3%削減

生産量、溶融加工する製品が減り電力使用量が減少した結果、削減になりました。

今後も全社員が省エネ意識を更に向上させて、さらに電力使用量の削減に努めます。

② 化石燃料の削減

目標5%削減⇒結果34.7%削減(ガソリン)、37.9%削減(軽油)

ガソリンは、運行ルート管理、アイドリングストップに努めた結果、削減することが出来ました。

エコドライブの徹底、リフトの省エネ運転、収集運搬ルート管理、アイドリングストップ

などの環境活動をした結果収集運搬車の軽油の削減が達成することが出来ました。

今後も社有車の省エネ、運転収集運搬ルート管理を行い化石燃料の削減に努めます。

③ 二酸化炭素の削減

目標5%削減⇒結果33.3%削減

二酸化炭素排出量は、総合的に削減することが出来た結果、目標達成が出来ました。

今後も全社員で更なる環境負荷の低減に努めて、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

2) 廃棄物の削減

① 一般廃棄物の削減

目標5%削減⇒結果31.9%削減

社員の分別意識向上に努めた結果、目標を達成することが出来ました。

今後はペーパーレス化を進めて、一般廃棄物の削減に努めます。

② 産業廃棄物の削減

目標5%⇒結果1.3%削減

分別の徹底に努めました結果、削減する事は出来ましたが目標達成は出来ませんでした。

今後も更なる分別の徹底・リサイクル業者の開拓をして産業廃棄物の削減に努めます。

3) 水使用量の削減

目標5%削減⇒結果25.7%増加

製造工程の中での洗浄作業が増えたことにより水使用量が増加して、目標が達成することが出来ませんでした。

今後も節水意識を向上させるが、当面は様子を見て目標の見直しを検討する。

再生資源率の向上

目標95%⇒結果98.2%

分別の徹底、生産ロスの削減に努め目標を達成することができました。

次年度の環境経営目標及び環境経営計画

環境経営目標については、3箇年計画を維持します。環境経営計画は継続して実施します。

環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟などの有無

1. 環境関連法規の取りまとめ/遵守状況の結果

見直し日： 2024年 12月 13日
遵守評価日： 2024年 12月 13日

承認	作成
大野	大野

	環境関連法規等の名称	法規等の概要	要 求 事 項	規制基準等	当社の該当活動・設備等	当 社 の 対 応	遵守評価 (適合/不適合)
騒音関連	騒音規制法 県民の生活環境の保全等に関する条例	騒音発生施設に関する規制	騒音特定・発生施設設置(使用)届出書の提出	著しい騒音及び振動を発生し、周辺の生活環境を損なわないものであること。 65dB以下(昼間8時～19時)	原動機の定格出力が7.5kW以上の空気圧縮機及び5.5kW送風機	空気圧縮機及び送風機の設置時に届出書が提出されていなかったため平成20年8月25日に遅延理由書と共に武豊町役場へ提出。 測定結果:45～61dB 平成22年12月3日	適合
振動関連	振動規制法 県民の生活環境の保全等に関する条例	振動発生施設に関する規制	振動特定・発生施設設置(使用)届出書の提出	著しい騒音及び振動を発生し、周辺の生活環境を損なわないものであること。 65dB以下(昼間7時～20時)	原動機の定格出力が7.5kW以上の空気圧縮機及び5.5kW送風機	空気圧縮機及び送風機の設置時に届出書が提出されていなかったため2008.8.25に遅延理由書と共に武豊町役場へ提出。 測定結果:32～42dB 平成22年12月3日	適合
大気汚染	県民の生活環境の保全等に関する条例	アイドリング・ストップの義務	アイドリング・ストップ	自動車を駐停車するときは原動機を停止(アイドリング・ストップ)しなければならない。	収集運搬車・社有車	アイドリング・ストップのステッカーを車両に添付 従業員の教育	適合
大気汚染	フロン排出抑制法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化	第一種特定製品の管理、定期点検	点検を行い、漏えいした場合には報告をする義務がある。	スポットクーラー	簡易点検の実施(3カ月に1回) 特定製品の廃棄時適切な業者へ渡す	適合
消防設備	消防法 火災予防条例	指定数量以上の指定可燃物の貯蔵・取扱いの技術上の基準	指定可燃物の貯蔵・取扱いにおける届出	貯蔵・取扱いの場所・方法の概要、消防用設備の概要、類・品名・最大数量の届出	消火器具の設置	・指定可燃物取扱/貯蔵の届出書が提出されていなかったため平成21年11月5日に武豊支署へ提出。	適合
廃棄物関連	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管基準	産業廃棄物保管場所の確保と掲示 板の掲示	「表示」の大きさは、法律上高さ60cm以上×幅60cm以上 ・施設の名称、保管産廃の種類 ・管理者名、連絡先番号等	保管施設	掲示板の設置	適合
		委託契約	産業廃棄物収集・運搬、処理業者と委託契約	委託契約は、あらかじめ所定事項を記載した書面で結ばなければならない。	委託契約書	産業廃棄物収集・運搬、処理業者と委託契約	
		産業廃棄物の処理	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の適正な運用・管理	排出事業者が産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合、その廃棄物の引き渡しと同時に収集運搬業者にマニフェストの交付を行う。	マニフェストの交付の設置・変更の届出	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の保存・管理(5年間の保存) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況の報告 産業廃棄物業者の視察(年1回) 令和6年5月31日実施	
再資源化関連	特定家庭用機器商品化法(家電リサイクル法)	事業者及び消費者の責務	特定家庭用機器の適切な処理	・特定家庭用機器をなるべく長時間使用する。 ・特定家庭用機器廃棄物を排出する場合は、適切な業者へ引き渡し料金を払う。	当社で使用している特定家庭用機器 (テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)	特定家庭用機器廃棄物を排出する場合は、適切な業者へ引き渡し料金を支払う。 (30期は実績なし)	廃棄無
	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	関連事業者による再資源化の実施	使用済自動車の引き渡し義務	使用済みの自動車は、自動車販売業者・自動車整備業者等の引き取り業者へ引き渡す。	事業に供する自動車の廃車 処分 (下取りに出す場合は除く)	・自動車廃車時に引き取り業者へ引き渡す。 ・リサイクル料金が未預託の場合は、引き渡しの際に料金を支払う。 (30期は実績なし)	廃棄無

1.毎年12月に環境関連法規の最新のものにするための見直しを行う。
2.毎年12月に遵守評価を行う。

2. 違反、訴訟などの有無

※環境関連法規への違反はありません。なお、関係当局より違反等の指摘は、過去3年間はなく、訴訟等もありません。

また、顧客(納入先・取引先)等からの要請は、現在ありません。

代表者による全体評価と見直し・指示

作成日 : 2024年12月20日

実施日時	2024年12月20日(金)
場所	株式会社 イハラ合成 武豊工場
会議メンバー	環境管理責任者(大野)
見直し資料	①環境経営方針 ②環境経営目標 ③環境経営計画 ④実施体制
見直し結果	・環境経営システムが有効に機能しているか、環境への取組は適切に実施されているかの評価結果 ・環境経営計画もかなり従業員に浸透してきている、さらに環境に対する理解を深めていく。 ・今後も継続的な改善活動により成果が出せるよう進めていく。
	環境経営方針の変更の必要性 (☐ 有 ☒ 無)※有りの場合のみ記入
	環境経営目標の変更の必要性 (☒ 有 ☐ 無)※有りの場合のみ記入 産業廃棄物処理業者向けガイドラインに伴い見直しをした。
	環境経営計画の変更の必要性 (☐ 有 ☒ 無)※有りの場合のみ記入
	実施体制の変更の必要性 (☐ 有 ☒ 無)※有りの場合のみ記入
	5.社長の指示・指摘事項 ・全社員が環境保全に配慮した行動ができて、環境への負荷の低減に努めた結果、全ての項目については目標達成が出来ませんでしたが概ね達成出来たと思います。今後ますます環境に配慮した活動を継続していきます。
添付資料	☐ 有 ☒ 無

※経営者による見直しは年1回(原則12月)とする。